

名古屋港管理組合公報

平成16年7月30日

(金曜日)

第335号

目次

- 告 示
- 名古屋港ポートビルの施設の供用…………… 1
- 公 告
- 名古屋港港湾計画の変更の概要…………… 1
- 審 議 会 事 項
- 名古屋港審議会委員の任免…………… 3
- 雑 報
- 名古屋港管理組合海の日記念式典表彰…………… 3

告 示

名古屋港管理組合告示第36号

平成16年7月1日付けで廃止したガーデンふ頭東及び東2
 駐車場は、平成16年7月2日から平成16年7月31日までの土
 曜日、日曜日及び祝日に限り、1日につき1回1台を利用単
 位とする名古屋港ポートビル施設（駐車場）として供用する。

平成16年7月30日

名古屋港管理組合管理者
 愛知県知事 神田 真秋

公 告

名古屋港管理組合公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、名古屋港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。
 平成16年7月30日

名古屋港管理組合管理者
 愛知県知事 神田 真秋

1 港湾計画の変更の概要

平成12年4月14日名古屋港管理組合公報第242号により、その概要を公告した名古屋港港湾計画について、平成20年代前半における取扱貨物量を16,270万トンと定める。

これに伴い計画した事項は、次のとおりである。

(1) 公共ふ頭計画（追加、変更）

以下のとおり計画する。

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	延長（メートル）	用途
西部地区	15～16	2	800	コンテナ船用
西部地区	12	1	250	コンテナ船用

以下の施設を廃止する。

ドルフィン（専用）

地区名	水深（メートル）	バース数
西部地区	12	1

- (2) 水域施設計画（変更）
以下のとおり計画する。
泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
西部地区	15～16	106

- (3) 臨港交通施設計画（変更）
以下のとおり計画する。

地区名	道路名称	起 点	終 点
西部地区	臨港道路 飛島ふ頭11号線	飛島ふ頭 (第2桜木大橋)	飛島ふ頭 (飛島ふ頭南側コンテナターミナル)

- (4) 土地造成及び土地利用計画（変更）
以下のとおり計画する。

地区名	用途	ふ	港	工	交	緑	合
		頭	湾	業	通		
		用	関	用	機	地	計
		地	連	地	能		
		地	用	地	用		
			地	地	地		
西部地区		(25) 305	(14) 337	(22) 499	101	142	(61) 1,383

注1 () は土地造成を伴う土地利用計画の内数である。

注2 今回の変更にかかる区域についてのみ記述した。

注3 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

- (5) その他重要事項の計画
国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
以下のとおり計画する。
岸壁

地区名	水深 (メートル)	バース数	延長 (メートル)	用途
西部地区	15～16	2	800	コンテナ船用
西部地区	12	1	250	コンテナ船用

泊地

地区名	水深 (メートル)	面積 (ヘクタール)
西部地区	15～16	106

- 2 港湾計画の縦覧の場所
名古屋市港区入船一丁目8番21号 名古屋港管理組合 企画調整室 計画担当

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。
平 山 芳 昭 (6月30日)
名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。
安 原 敬 裕 (7月15日)

雑 報

平成16年7月19日に、名古屋港の親しまれる港づくり、海事文化思想の普及に関し顕著な功績のあった下記の団体が表彰されました。

記

(親しまれる港づくり功労) 名古屋市指定無形民俗文化財
名古屋港筏師一本乗り保存会
(海事文化思想普及功労) 太平洋フェリー株式会社

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合